

平成24年4月24日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

当社持分法適用会社元社長に対する特別背任による刑事告訴のお知らせ

当社の持分法適用会社であります明日香食品株式会社は、元取締役社長四元衆に対し、特別背任等の嫌疑事実に基づき刑事告訴を目指しておりました。この度、大阪府警に当該刑事告訴が正式に受理されたという報告を同社より受けましたのでお知らせいたします。

記

1. 被告人

明日香食品株式会社元取締役社長 四元衆 (同人は当社元社外取締役でもあります)

2. 告訴人

明日香食品株式会社 (当社持分法適用会社)

3. 告訴の概要

被告人であります四元衆は、当社持分法適用会社であります明日香食品株式会社の取締役社長任にありました。しかしながら平成22年11月に会社経費の私的流用、風説の流布などの理由により解任されました。

上記の情勢を受け、十分に調査、検討した結果、平成24年4月19日告訴に至ったものとのことです。

4. 当社の業績に与える影響について

当社の業績ならびに、明日香食品株式会社の業績に与える直接的な影響はありません。当該被害は当社が持分法を適用する以前に適切に処理されております。今後ともコンプライアンスを重視し、不正な行為に対して毅然とした対応を取ることは、結果として社業の隆盛に資するものと考えております。

5. 今後の見通し

上記の告訴につき、明日香食品株式会社から当社は、平成24年4月23日に正式に報告を受けました。当社といたしましては、被告人は上場企業である当社の元役員でもあったため、皆様にお知らせするものです。

当社は被告人が解任された後の平成23年7月1日より明日香食品株式会社を持分法適用会社としております。上記の同人の嫌疑については当初より把握しており、告訴は当然のことであると考えております。

被告訴人だけでなく、関連会社等において元役員などが共謀し、複数の不正行為を行っていた疑いも報告されております。当社といたしましては、このような不正な行為を断固として許さないことを信条としてまいります。また明日香食品株式会社等に対しても、被告訴人や、その共謀者に対しては毅然とした対応をするよう指導し、支援してまいり所存です。

また現在でも同人らは元グループ企業従業員などと名乗り、当社等について虚偽の風説を流布しているとの報告を受けております。当社はグループ会社等と密接に連携しつつ事実究明に努め、これらの人物の不正な行為に対して断固たる措置を進めてまいります。

当社に関係する皆様に対しましてはご心配をお掛けしております真に申し訳ございません。今後もコンプライアンスの徹底と企業価値向上に努めてまいりますので、何卒ご理解いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

以 上